

事業継続計画(感染症対策編)
(抜粋版)

令和4年3月

独立行政法人製品評価技術基盤機構

事業継続計画（感染症対策編） 目次

1. 基本方針
2. 事業継続体制の確立
3. 事業継続のための体制づくり
4. 既存の業務継続計画との関係
5. 想定被害と事業継続との関係
6. 感染症発生・拡大時優先事業の選定等
7. 復旧対策と必要な業務資源

1. 基本方針

独立行政法人製品評価技術基盤機構（以下「NITE」という。）は、「工業製品等に関する技術上の評価等を行うとともに、工業製品等の品質に関する情報の収集、評価、整理及び提供等を行うことにより、工業製品等の品質の向上、安全性の確保及び取引の円滑化のための技術的な基盤の整理を図る」（独立行政法人製品評価技術基盤機構法）ことを目的とし、「確かな技術と信頼できる情報をもとにくらしの安全と未来への挑戦を支え続ける」（基本理念）ことを使命としている。

社会的影響が懸念される新型コロナウイルス感染症COVID-19等の感染症¹（以下「感染症」という。）の発生による非常時においても、可能な限りその使命を果たすため、以下の方針に基づいて、事業継続性の確保を図る。

- ①重要な技術情報、サンプルの保全確保及び重要事業の継続
- ②役職員及びその家族の安全確保
- ③経済産業省、保健所、その他関係機関との連携（迅速な情報収集・共有、情報発信）

実務的には、感染状況把握などの初動対応、実施事業のうち、優先度の高いものとして特定した感染症発生時の優先事業について、想定される感染の規模、影響の度合いを考慮した上で、可能な限り、事業の継続又は早期の再開を図れるよう、必要な資源（リソース）を確保しつつ、柔軟な対応を図る。

2. 事業継続体制の確立

NITEにおいて、事業継続計画（以下「BCP」という。）を実行する場合には、在宅勤務等を有効に活用することやグループ勤務制を導入することなどの他、平常時に実施している事業のうち、感染症発生時の優先業務に該当しない事業を一定期間停止するという重大な判断を行う必要がある。

また、事業継続の取組を円滑に進めるためには、組織全体にわたる最適化の検討及び調整を平常時から実施することに加え、直接又は管理職を通じて全職員に対してBCPの意義、目的等について、共通認識として広く周知し、事業継続に係る取組を全役職員参加により実施することが必要である。

このように、事業継続体制の確立は、資源の投入や組織内の意識統一を必要とする最大のプロジェクトであることから、幹部職員は事業継続体制の確立を重要課題として位置づけ、強いリーダーシップの下、深く関与する必要がある。

3. 事業継続のための体制づくり

(1) 感染症対策本部の設置

理事長は、感染症が発生し、事業継続に懸念が発生した時点で、感染症に対して

¹ 新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第2条第1号で定められた「新型インフルエンザ等」を指す。

適切な対応をとるため、感染症対策本部を設置する。

感染症対策本部は経済産業省、保健所、その他関係機関等からの情報も踏まえ、感染拡大の防止とN I T E 役職員及びN I T E 業務関係者の生命・身体の安全を確保しつつ、事業の継続に必要な取組を検討・決定する。

(2) 状況に応じた対応

感染症の重大度に則して、(1)で備えた体制のもとで各業務の継続に当たり、N I T E の機能維持が図れるよう備える。

①重大度が軽度と判断される場合

感染症の伝播力が弱い、致死率が低い等、重大度が軽度と判断できる場合は、まず、業務縮小等を行わず、感染予防措置等の役職員の安全確保を徹底した上で、原則すべての業務を継続する。

②重大度が高くないと判断される場合

感染症の伝播力が強い、致死率が高い場合であっても、既にワクチンや治療薬が開発され公衆衛生上の対策が既に取りられており重大度は高くないと判断できる場合は、必要に応じて各担当部署において、業務の見直しを図るなどにより、可能な限り各業務を継続する。

③重大度が高いと判断される場合

未知の感染症等、公衆衛生上の対策が十分には整っておらず、伝播力や致死率の面でも重大度が高くなることが想定される場合は、6. 感染症発生・拡大時優先事業の選定等で定める事業に区分したそれぞれの業務に関して、各担当部署において業務手順を確認し、業務実施等が可能か機能検証を行い、感染拡大に備える。

(3) 通常体制への復帰

ワクチンや治療薬の効果、集団免疫の形成等によって、感染者の発生が減少に転じるなど、感染拡大が収束の兆しを見せる小康期に至っては、法令に基づく要請等の解除等、状況を鑑みつつ、通常業務へ移行する。

4. 既存の業務継続計画との関係

N I T E においては、災害対策・事業継続規程第10条第1項に基づき、事業継続計画(災害対策)を既に策定しており、本計画と共通する部分がある。他方、業務継続方針、被害の対象、地理的な影響等については、下表1のとおり、相違する部分も多くあることから、それらの点については、留意して対応する必要がある。

表1 業務継続計画における地震災害と感染症の相違点

項目	地震災害	感染症
業務継続方針	○できる限り業務の継続・早期復旧を図る	○感染リスク、社会的責任、経営面を勘案し、業務継続レベルを決める
被害の対象	○主として施設・設備等、社会インフラへの被害が大きい	○主として、人への健康被害が大きい
地理的な影響範囲	○被害が地域的・局所的（代替施設での操業や取引事業者間の補完が可能）	○被害が国内全域、全世界的となる（代替施設での操業や取引事業者間の補完が不確実）
被害の期間	○過去事例等からある程度の影響想定が可能	○長期化すると考えられるが、不確実性が高く影響予測が困難
災害発生と被害制御	○主に兆候がなく突発する ○被害規模は事後の制御不可能	○海外で発生した場合、国内発生までの間、準備が可能 ○被害量は感染対策により左右される

出典：新型インフルエンザ等対応中央省庁業務継続ガイドライン

5. 想定被害と事業継続との関係

本BCPでは、「新型インフルエンザにおける被害想定について（厚生労働省健康局結核感染症課新型インフルエンザ対策推進室）」を参考にし、全人口の最大25%が流行期間（約8週間）のうちにピークを作りながら順次罹患。ピーク時（約2週間）にはNITE役職員の5%が罹患し、自らの療養の他、罹患した家族の看護や世話等の為、ピーク時には役職員の最大40%が欠勤といった状況や業務遂行に必要な物資が不足することを想定している。

なお、令和2年度以降、新型コロナウイルス感染症発生時においては、たびたび新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第32条第1項の規定に基づき、新型コロナウイルス感染症に関する緊急事態が発生した旨宣言されており、宣言中はNITEでは職場への出勤率を30%以下に下げる措置がとられた。感染症の流行規模によっては、これ以上に出勤率を下げざるを得ない状況が発生し、事業継続に大きな支障が生じる可能性も考慮する必要がある。

6. 感染症発生・拡大時優先事業の選定等

感染症の発生、拡大時、NITEとして業務の遂行に必要となる人的資源等が大幅に不足するおそれがある状況下においても、国民の期待に応えた感染症発生、拡大時の事業活動を展開していくためには、真に事業継続が必要な事業を決定し、当該事業の遂行に必要となる資源の優先確保を図ることにより、NITE内の有限な資源の効率的かつ効果的な配分を行う必要がある。

(1) 感染症の重大度が高くないと判断される場合 (3. (2) ②)に該当)

在宅勤務 (テレワーク)、オンライン会議の積極的利用、手指消毒の徹底、グループ勤務制の導入など、下表 2 の感染症発生、拡大時の業務取組例を基に、臨機応変に対応する。

表 2 感染症発生、拡大時の業務取組例

製品安全センター	<p><製品事故調査業務、安全4法立入検査、プレスリリース等></p> <ul style="list-style-type: none"> ・【製安】【全支所】調査報告書等の作成はテレワークで実施する。 ・【製安】【全支所】事故品調査及び消防・警察、事業者との調査については、感染拡大防止対策を実施する。 ・【製安】【全支所】調査資料のファイリングシステムへのスキャン・入力等テレワーク実施に必要な作業を適宜、実施する。 ・【製安】プレスリリースは、今後の状況を見極めつつ、オンライン会議も活用して実施する。 ・【製安】安全4法立入検査は、製品安全課と実施に係る手順等を打合せ、実施準備を行う。
化学物質管理センター	<p><化審法、化管法業務等></p> <ul style="list-style-type: none"> ・化審法審議会審査資料の受取り業務(電子での受取りに変更済み) ・化管法の届出事務請負業務の押印・配送手続きで出勤が必要(5省庁と契約が必要) ・書面でのPRTR届け出書類の受付業務で出勤が必要 ・DB等保守点検業務で出勤が必要。サーバーの保守点検の間隔をあげ、出勤回数を減らして対応
バイオテクノロジーセンター	<p><菌株維持、菌株提供、カルタヘナ法対応等></p> <ul style="list-style-type: none"> ・【東京】新型コロナウイルス関連のカルタヘナ法対応は必要に応じて出勤して活動 ・【かずさ】出勤による業務は特許・コロナ対応用菌株提供・菌株維持・庁舎維持のみ必要最低限維持作業実施。 ・【東北支所】菌株維持を除きテレワーク
認定センター	<p><適合性認定審査業務等></p> <ul style="list-style-type: none"> ・現地審査の延期、遠隔審査の活用等で対応 ・審査書類や遠隔審査のための情報は、電子申請システム(認定申請審査業務システム)やファイル交換システムを活用 ・登録証・認定証は押印なしの電子ファイルを速報として提供、後日押印版を送付 ・郵便物・宅配便は必要最低限の出勤で対応 ・固定電話は課長又は課長が指名した担当の携帯への転送

	<ul style="list-style-type: none"> ・電子申請システム(認定申請審査業務システム)等の保守は必要最低限の出勤で対応
国際評価技術本部	<p><NLAB試験サービス、電気保安技術支援業務等></p> <ul style="list-style-type: none"> ・【国際】NLAB は感染拡大防止対策を講じたうえで試験サービスを実施 ・【国際】【全支所】電気事業法の立入検査は、電力安全課や産業保安監督部等と実施に係る手順等を調整しながら感染拡大防止対策を実施した上で、必要な場合は出勤・現地対応 ・【国際】【全支所】事故実機調査は、感染拡大防止対策を実施した上で、必要な場合は出勤・現地対応 ・【国際】その他、詳報 DB の保守等の必要な場合は感染拡大防止対策を実施した上で出勤対応
監査室、情報統括官、デジタル統括官、企画管理部	<p><各事務作業></p> <ul style="list-style-type: none"> ・原則テレワークで実施 ・人事業務は、給与、共済、公務災害補償、各種証明書発行等の紙決裁や相手方との郵送のやりとりが必要なものは出勤し対応 ・会計業務は、紙処理が必要なものは出勤し対応 ・対面での入札説明会等は原則禁止 Webex 等にて実施 ・情報システム関連は、部門等からの要請により主にサーバーでの処理が必要な案件に限り出勤し対応

(2) 感染症の重大度が高いと判断される場合 (3 (2) ③に該当)

以下のア～ウの事項を考慮し、選定した下表3の事業について、最優先で取り組む。

- ア 国民の生命の安全に関わる事業
- イ 国民の権利の保持に関わる事業
- ウ 国民の財産の保全に関わる事業

表3 感染症発生時優先事業

【最優先業務】

業務名	所管部署
生物遺伝資源の保全業務※ ¹ (バイオテクノロジー分野)	生物資源利用促進課
特許(微)生物寄託業務(保管) (バイオテクノロジー分野)	特許微生物寄託センター 特許生物寄託センター

【優先業務】

業務名	所管部署
支払業務 (企画管理部門)	財務・会計課

【経済産業省等からの要請に応じて実施する業務】

業務名	所管部署
製品事故の調査業務 (製品安全分野)	事故調査統括課・事故調査課
登録検査機関の業務 ^{※2} (製品安全分野)	事故調査統括課検査業務室
登山用ロープの技術基準適合性確認 (製品安全分野)	燃焼技術センター
P R T R制度の届出データ提供業務 ^{※3} (化学物質管理分野)	リスク管理課

※注1. 他の生物・微生物資源保存施設の業務縮小等により、緊急的にこれら資源の受入れを行うニーズが発生する可能性あり。

※注2. 登録検査機関による適合性検査業務の遂行が困難となり、経済産業大臣から要請があった場合には、N I T Eがその業務を代行する。

※注3. 化管法の支援業務として、事業者など外部からの要請があれば、P R T Rデータの提供業務をいち早く立ち上げ、電磁的記憶媒体の外部への情報提供を行うことが見込まれる。

7. 復旧対策と必要な業務資源

上記6. 感染症発生・拡大時優先事業の選定等により特定した事業は、早期復旧のため、復旧までの具体的手段及び時間の目途、同事業の実施に必要な要員などの業務資源の確保について、優先的に実行する。

附 則

(施行期日)

本計画は、令和4年3月1日から施行する。